

訴 状

旭川市大町1条16丁目307番地

原告 杉尾正明

旭川市6条通9丁目46番地

被告 旭川市長

菅原功一

国民健康保険料賦課処分及び国民健康保険料減免不承認処分取消請求事件

訴訟物の価格 金 円也

貼用印紙額 金 円也

平成7年4月5日

右原告 杉尾正明 印

旭川地方裁判所 御中

請 求 の 趣 旨

- 1 被告が、原告に対してなした平成6年7月14日付、平成6年度国民健康保険料、賦課処分及び平成6年8月10日付、平成6年度国民健康保険料減免不承認処分はいずれも取消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

－ 1 － (訴)

請 求 の 原 因

1 被告は、国民健康保険法（以下「国保法」という。）76条の規定及び81条の定めにより制定した旭川市国民健康保険条例（以下「旭川市国保条例」という。）に基づき、原告に対して、平成6年度国民健康保険料（賦課額27、380円）賦課処分（以下「原処分（賦課処分）①」という。）を行なった。

原告は、平成6年8月3日付で、被告に対して、平成6年度国民健康保険料（賦課額27、380円）減免申請をしたが承認されなかった。

被告は、平成6年8月10日付で、原告に対して、平成6年度国民健康保険料（賦課額27、380円）減免不承認処分（以下「原処分（減免不承認処分）②」という。）を行った。

その理由は旭川市国保条例19条の減免規定に該当しないとするものである。

原告は、平成6年9月5日付で、北海道国民健康保険審査会（会長 難波 隆一）に対して、請求の趣旨と同様の裁決を求めて審査請求を提起した。同会は、平成7年2月24日付で、原告に対して、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を行った。その理由は、被告の主張を殆ど追認するものである。

2 旭川市国保条例は、秋田市国民健康保険税条例 違憲訴訟「国民健康保険税賦課処分取消請求事件」において、秋田地裁判決（昭和54年4月27日）及び仙台高裁秋田支部判決（昭和57年7月23日）で、「秋田市国民健康保険税条例は憲法84条（租税法律主義）・92条（地方自治の本旨）に違反し無効である。したがって、違憲、無効の条例に基づいてなされた賦課処分は違法である。」とした秋田市国民健康保険税条例（2～6条 昭和34年3月23日 条例第14号）と同趣旨である。

原告は、同判決の利益を援用するから、原処分（賦課処分）①は違法である。

旭川市国保条例（8～12条）の規定のしかたでは、原告らには賦課期日に料率等が不明のため、賦課額を計算することもできず、予測することも不可能で、被告の恣意的裁量を許容する余地が著しいものとなっている。

国民健康保険事業に要する費用に充てるため、国民健康保険税（以下「国保税」という。）を課すか、国民健康保険料（以下「国保料」という。）を徴収するかは、保険者の 任意・自由であるが、制度的差異はない。（国保法76条、78条、79条等）

国保税と国保料とは、全く同じ方式で算定されており、名称と根拠法が違うのみで、いずれも前提条件は国保法であり、本質的内容は同一である。とくに、国保料は形式的にはともかく、実質的には租税である。すくなくとも憲法84条の趣旨に従って処理すべきである。また、国保法81条では、賦課額、料率等を条例又は規約で定めると規定されており、被告が旭川市国保条例に料率等を明定しないことの合理的理由はない。

3 国保料77条（保険料の減免等）では、「保険者は、条例または規約の定めるところにより、特別な理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」と規定し、国民健康保険条例準則（厚生省の通達）27条では、特別の理由について、「災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」と規定されている。国保法77条の規定に基づく、旭川市国保条例19条では、①災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者、②当該年において所得が著しく減少し、生活が困難となった者又はこれに準ずると認められる者、と規定されている。また、途方税法717条でも、「…貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者等」を減免対象とすることができると規定している。いずれも、特別の理由（事由・事情）については、「失業等により所得が皆無となった者、貧困により市町村民税の免除を受けた者等明らかに国保料（税）負担能力のないと認められる者」が含むと解されている。

原告の平成5年中の所得は皆無である。原告と原告の妻との年収が約90万円であって、生活保護基準の5割に満たない。原告の国保料支払能力（担税力）がないことは明白である。

したがって、被告の原告に対する原処分（減免不承認処分）②は失当である。

4 旧国保法（昭和13年4月1日、法律60号）8条ノ11 ②（国保料の徴収）でも、「保険者ハ特別ノ事由アル者ニ対シ保険料ヲ減免シ又ハ其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得」と規定して、特別の事由ある者に対する減免措置を行っていた。

全面的に改正された現在の国保法（昭和33年1月27日、法律192号）は、その1条（この法律の目的）で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に、寄与することを目的とする。」と規定された。したがって、国民健康保険は、公的扶助の側面と共に、保険としての側面を有するもの（公的保険）となり、憲法25条（生存権）の理念に基づく、社会保障制度の体系の中に位置づけられている。

国保法76条は、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。」と規定されているからといって、特別な理由（事由・事情）が存する場合、（所得が皆無で負担能力・担税力がないことが明白な場合等）にまで、国保料・国保税を徴収しなければならないと解すべきでなく、そのことが、憲法25条の理念及び国保法1条の目的に合致するものと判断する。

したがって、被告には国保法の解釈適用を誤った違法がある。

5 憲法25条の理念に基づく生活保護法は、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障したものであり、…要件を満たすかぎり、すべての国民が無差別平等に受けることができる。(生活保護法1条及至5条)

給与所得者3人世帯・資産なしの場合についてみると

年間収入(所得)	国保料	健保料	生活保護
2,400,000円 (1,515,000円)	230,649円 所得に占める負担 15.20%	99,000円 6.50%	家賃 32,500円 医療補助 負担なし
医療給付 (扶養家族)	70%	90%	100%
	70%	70%	100%

旭川市の国保加入者は、(45,000世帯、10万人 最近減少ぎみ)ですが、年所得200万円以下の世帯が80%、年所得300万円以下の世帯が88%となっている。業種別世帯数は、その世帯が27,000世帯で、60%を占め、年々増加している。年金生活者、障害者等の世帯である。低所得者世帯の国保料が年所得の15%を超える実態は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(生存権)を侵害し、憲法25条に違反している。

原告(58歳)と、原告の妻(50歳)の2人世帯(居宅・非稼働)の生活保護基準は

第1類(飲食物費)	月額	67,320円	年額	807,840円
第2類(光熱費等)	月額	41,250円	年額	495,000円
住宅扶助(家賃)	月額	32,500円	年額	390,000円
冬季加算額(1区)	月額	27,580円	年額	137,900円
				(11月～3月)

年間の生活保護費は、1,830,740円です。医療費の自己負担はありません。(医療扶助の適用)

住民税の所得割非課税基準は、98万円(34万円×2人+30万円、収入では163万円)以下です。

住民税の均等割非課税基準は、79万円(31万円×2人+17万円、収入では144万円)以下です。

原告の平成5年度中の所得が皆無(年収は90万円)であることは、先に述べたとおりであるから、平成6年度の国民年金保険料は免除が承認され、住民税は非課税となっている。

いずれにせよ、原告の平成6年度国保料は免除が相当である。

6 以上の如く原告の世帯が、生活保護を受給していないからといって、原告に国保料の納付を求めることは、原告の世帯の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（生存権）を侵害することは明白である。

被告は、これらの事情を知りながら、原告に対して、原処分（賦課処分）①及び原処分（減免不承認処分）②を行ったものである。原告は、被告の原告に対する原処分（賦課処分）①及び原処分（減免不承認処分）②によって「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（生存権）が蹂躪された。被告の裁量行為は、法の範囲をこえ、裁量権の濫用にあたる。さらに、憲法25条に違反することは明らかである。

よって、原告は、請求の趣旨記載の判決を求めるべく、本訴に及んだ次第である。

証 拠 方 法

甲第 1 号証	審査請求 裁決書
甲第 2 号証	平成6年度国保料納入通知書
甲第 3 号証	平成6年度国保料減免申請書
甲第 4 号証	国保料の減免について（旭保険第34号）
甲第 5 号証	平成6年度所得・課税証明書（原告）
甲第 6 号証	平成6年度所得・課税証明書（原告の妻）
甲第 7 号証	国民年金保険料免除申請承認通知書（原告と原告の妻）
甲第 8 号証	旭川市国保条例（抜粋）
甲第 9 号証	旭川市国保条例施行規則（抜粋）
甲第10号証	秋田市国保条例（抜粋）
甲第11号証	秋田市国保条例違憲訴訟判決（抜粋）

他は、口頭弁論期日に随時提出する。

添 付 書 類

甲号証の写し 各 1 通

被告変更の申立書

原告 杉 尾 正 明

被告 旭 川 市 長

右当事者間の御庁平成7年（行ウ）第1号・第2号・平成8年（行ウ）第5号国民健康保険料

賦課処分取消請求事件につき、原告は、次のとおり被告変更を許可されたく申立てます。

平成9年10月27日

右原告 杉 尾 正 明

旭川地法裁判所 御中

記

1 当事者（被告）を左記のとおり変更する。

理由は、原告準備書面（8）のとおりです。

被 告 旭 川 市

右 代表者市長 菅 原 功 一

被 告 旭 川 市 長

菅 原 功 一

添 付 書 類

原告準備書面（8）の写し 1通（省略）

平成 9 年 行 ク 第 1 号

決 定

原 告 杉 尾 正 明

被 告 旭 川 市 長

右当事者間の平成7年行ウ第1号、同2号、平成8年行ウ第5号国民健康保険料賦課処分取消等請求事件について、原告から、被告変更許可の申立てがあったので、当裁判所は本訴請求のうち国民健康保険料賦課処分の取消しに関する請求部分につき理由あるものと認め、行政事件訴訟法15条、19条の規定に基づき、次のとおり決定する。

主 文

国民健康保険料賦課処分の取消に関する請求部分につき被告として旭川市代表者市長菅原功一を追加変更することを許可する。

平成9年12月1日

旭川地方裁判所民事部

裁判長裁判官 森 邦 明

裁判官 岡 部 豪

裁判官 吉 川 奈 奈

右は正本である

平成9年12月2日

旭川地方裁判所裁判所書記官 長 尾 正 男